

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第41号

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「35人」を「30人」に改める。

第 8 条第 1 項および第 4 項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第 8 項第 2 号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加え、同項を同条第 9 項とし、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 第 4 項に規定する者については、1 人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する大学（同法第108条第 2 項に規定する短期大学を除く。）もしくは同法第97条に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および団体の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識および経験を有

する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第4項に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。附則第15項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。附則第19項中「第15項」を「第8条第7項および附則第15項」に、「第8条第4項」を「同条第4項」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改め、附則に次の1項を加える。

20 第8条第7項および附則第17項の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって同条第4項に規定する者（同条第7項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正）

第2条 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「35人」を「30人」に改める。

第5条に次の1項を加える。

4 第2項第1号もしくは第2号（附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第2項の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者は、1人に限り、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法第1条に規定する大学（同法第108条第2項に規定する短期大学を除く。）もしくは同法第97条に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および団体の心理療法の技術を有するもの

又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識および経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者(学級担任以外の教育保育従事職員をいう。以下同じ。)として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定こども園の登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第6項中「主幹教諭」の次に「もしくは主務教諭」を加える。

附則第7項中「この項および附則第10項において」を削る。

附則第8項中「(学級担任以外の教育保育従事職員をいう。次項において同じ。)」を削る。

附則第10項の表附則第6項の項の前に次のように加える。

第5条第4項	第5条第2項第1号もしくは第2号(附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は附則第2項の規定により教育保育従事職員となることのできる登録を受けた者	特定理学療法士等
--------	---	----------

附則に次の1項を加える。

- 11 第5条第4項および附則第7項の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の登録を受けた者(同条第4項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例第7条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
(秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に存する法第2条第6項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）における1の学級を編制する子どもの人数については、第2条の規定による改正後の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例第4条第3項の規定にかかわらず、施行日から令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。